

14. 長浜市土地開発公社

1. 設 立 昭和47年5月15日 (財)長浜市開発公社 設立
(昭和49年4月1日 長浜市土地開発公社に組織変更)

2. 目 的

公共用地、公用地等の取得、管理および処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

3. 資 本 金 1,000万円

4. 事業内容

- 1 上記目的を達成するため、次の業務を行う。
 - (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理および処分を行うこと。
 - イ 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項または第5条第1項に規定する土地
 - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設または公用施設の用に供する土地
 - ハ 公営企業の用に供する土地
 - ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地
 - ホ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ヘ 史跡、名勝または天然記念物の保護または管理のために必要な土地
 - (2) 住宅用地の造成事業、港湾整備事業(埋立て事業に限る。)、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地および事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業ならびにこれらの事業により造成した土地に借地借家法(平成3年法律第90号)第2条第1項に規定する借地権(地上権を除き、同法第23条の規定の適用を受けるものに限る。)を設定し、業務施設、福祉増進施設または立地促進施設の用に供するために賃貸する事業を行うこと。
 - (3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲において、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)または同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設または公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくものおよび当該業務に附帯する業務を行うこと。
 - (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

5. 機 構

役員

理 事 長(1) ----- 副理事長(1) ----- 常務理事(1) ----- 理 事(8)
監 事(2)

事務局

※事務局長(1)	※副参事(1)	※主幹(1)
		※主査(2)

※市総務課職員兼務

6. 平成26年度事業計画

(単位：㎡)

事業区分	事業内容	事業規模		
		取得面積	造成面積	処分面積
公有地取得事業	都市計画道路3・4・10地福寺神照線整備事業用地の取得、管理	2,033	0	0
土地造成事業	保有土地の管理及び処分	0	0	0

7. 平成25年度事業実績

公有地取得事業 処分面積 208㎡
 土地造成事業 処分面積 1,042㎡
 合計 1,250㎡

8. 平成25年度末保有高

	公有用地	代替地	完成土地	開発中土地	合計	賃貸事業
期末残高 (百万円)	0	37	0	129	166	643
保有面積 (ha)	0	3	0	1	4	2